

Financial Planner

FP 1 級

合格テキスト
(体験版)

1

ライフプランニングと資金計画・リスク管理

はじめに

日常生活に役立つ知識を幅広く得られる資格、それがFP資格です。銀行、証券会社、保険会社等の金融業界や、不動産業界などでは、FP技能士2級は必須といわれるほど浸透した資格となりました。2級まで取得された方は、学習以前と比べて、視野が広がったことを実感されていることでしょう。

FPの資格が活かせるのは、金融業界に限りません。独立してFP事務所を構え、お金の相談にかかわっていくためには、やはり、1級レベルの知識が必要になってきます。学習した知識が実務に直結する、それがFP技能士1級なのです。

TAC FP講座では、これまでの講義・研修で培ったノウハウをまとめ、1級に確実に合格したい人に向けて「合格テキスト・合格トレーニングシリーズ」を執筆いたしました。過去の試験問題を徹底分析し、学ぶべき事項を確実にピックアップし、きちんと知識を習得できるように構成しています。

本書ではライフプランとリスクという、FP業務の根幹となるものを学習します。特にライフプランは、すべての相談がここから始まる、FP業務において欠くことのできない学習内容となります。本書を最大限に活用することで、FP 1級合格をつかみとり、将来の夢の実現につながることを心より祈念いたします。

2013年 5月

TAC FP講座

本書の特長・利用方法

PICK UP 1

出題傾向・全体像

章扉のページに過去6回分の出題状況を示してあります。出題されたテーマには☆印がついているので、重点的に学習しましょう。

重要論点を確認し、学習内容を把握しておきましょう。

第1章

FPと職業倫理・関連法規

過去の出題状況	H22.1	H22.9	H23.1	H23.9	H24.1	H24.9
関連法規	☆	☆	☆		☆	☆

1. FPと職業倫理・関連法規の関係
顧客の幅広い相談に応えるために問われる職業倫理や関連法規の関係について。
2. 職業倫理
FPは顧客の立場に立った職業倫理が大切である。
3. 関連法規
FPは顧客の要望に応えようとするために他の専門家の領域を侵してはならない。

PICK UP 2

図表・重要公式

図表や資料を多く使用して説明を補い、視覚的にスムーズに理解できるようになっています。

本試験で計算問題を解く際に重要となる公式に色付きのアミをかけて強調しています。

3 ライフプランニングの手法

1 ライフイベント表

顧客本人とその家族の将来の予定や希望（イベント）を時系列に沿って表すもの。目的は、現状としたライフイベントの再確認による優先順位把握、その費用・収入の数値化である。記載する数値（見積もる数値）は、現在価値である。

(例)

年号	年齢				イベントと必要資金
	夫 一郎	妻 花子	長男 太郎	長女 次子	
2013年	43	41	13	11	太郎中学入学
2014年	44	42	14	12	マイホーム購入
2015年	45	43	15	13	次子中学入学
2016年	46	44	16	14	太郎高校入学
2017年	47	45	17	15	妻の再婚
2018年	48	46	18	16	次子高校入学
2019年	49	47	19	17	太郎大学入学
2020年	50	48	20	18	

(注) 年齢は各年末時点の歳年齢を記載

2 キャッシュフロー表

キャッシュフロー表は、現在の収支状況や今後のライフプランをもとに、将来の収支状況や貯蓄残高を予想し表形式でまとめたもの。

(1) 可処分所得
自分で自由に使える（処分可能な）お金のこと。キャッシュフロー表の「収入欄」には、年収（表層的な収入）ではなく、可処分所得（年単位）を記入する。

サラリーマンの可処分所得 = 年収 - (社会保険料 + 所得税 + 住民税)
※ 社会保険料 = 厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料、雇用保険料

(2) キャッシュフローの数値の見積り

キャッシュフロー表を作成する際には、ライフイベント表に「現在価値」で記入した予算や収入を、「将来価値」に直す計算を行う。収入、物価、教育費などの変動率（上昇率・下降率）の予測、貯蓄残高の運用利率の予測が重要となる。

PICK UP 3

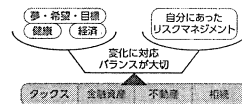
重要語句・POINT!

重要な用語・内容を色付き文字で目立たせ、覚えるべき語句が把握しやすくなっています。

項目の末尾についている **POINT!** で、覚えるべき事柄を把握しておきましょう。

1 ライフプランとファイナンシャル・プランニング

個人の価値観によるそれぞれの生き方は、「ライフプラン」の前提であり「ライフデザイン」と呼ばれている。
ライフデザインに基づき生活の具体化、方向付け、プランにおける課題を整理しライフプランを実行する。
「ライフプラン」は、人生の節目ごとに見直すことも必要となる。それと同時に万が一のアクシデントに備える「リスクマネジメント」も変化するため、必要に応じた対応を行っていく必要がある。



人生の三大資金の分配は大切である。一般に人生の中で大きな資金が必要となるのは、住宅取得資金、教育資金、老後の生活資金（人生の三大資金と呼ばれる）の3つがあげられ、資金計画の重要度も高いといえる。

POINT!

ライフプランの変化に応じたファイナンシャル・プランニングが大切！
人生の三大資金（住宅・教育・老後）の計画は特に重要といえる。

10

PICK UP 4

チェックテスト

章末には、それまでにインプットした内容を確認できるように、○×形式のチェックテストが付いています。簡潔にまとまっていますので、すばやく復習ができます。必ず解いてみましょう。

チェックテスト

係数表を使用し各問に答えなさい。円未満の端数は切り捨ててのものとする。

(年率：3%)

	終価係数	現価係数	年金終価係数	年金現価係数
5年	1.1593	0.8526	5.3091	4.5797
10年	1.3439	0.7441	11.4639	8.5302
15年	1.5580	0.6419	18.5989	11.9379
20年	1.8061	0.5537	26.8704	14.8775
25年	2.0938	0.4776	36.4593	17.4131

- (1) 元金1,000千円を年利率3%で複利運用した場合、10年後の元利合計額は1,343,900円となる。
- (2) 年利率3%で複利運用するとき20年後に1,000千円を準備したいと考えている場合、元金553,700円があればよい。
- (3) 毎年500千円の一定額を年利率3%で複利運用しながら積み立てた場合、10年後の元利合計額は5,731,950円となる。
- (4) 毎年一定額を、年利率3%で複利運用しながら積み立て、10年後に支払う5,000千円を用意する場合、毎年の積立金額は436,151円である。
- (5) 年利率3%で複利運用しながら、毎年2,000千円を15年間受け取る場合、元金として23,875,800円が必要である。
- (6) 元金2,000千円を年利率3%で複利運用しながら毎年均等に取り崩して25年間にわたって受け取る場合、毎年の受取額は114,856円である。
- (7) 元金を資本回収係数で除すると、元金を複利運用しながら年金として取り崩す場合に受け取ることができる年金額が求められる。

解答

- (1) ○ (2) ○ (3) ○ (4) ○ (5) ○ (6) ○ (7) ×
- (1) $1,000,000 \times 1.3439 = 1,343,900$ (3) $5,000,000 \div 11.4639 = 436,151$ (4) $5,000,000 \times 0.4776 = 2,388,000$ (5) $2,000,000 \div 17.4131 = 114,856$ (6) $2,000,000 \times 0.5537 = 1,107,400$ (7) $2,000,000 \times 0.4776 = 955,200$

FP技能士・1級試験のしくみ

1級FP技能検定 試験概要

試験実施団体	金融財政事情研究会（金財）
試験科目と出題形式	【学科試験】 基礎編 マークシート方式による筆記試験、四択択一式 応用編 記述式による筆記試験 【実技試験】 口頭試問形式
受検資格	① 2級技能検定合格者で、FP業務に関し1年以上の実務経験を有する者、 ② FP業務に関し5年以上の実務経験を有する者、③ 厚生労働省認定金融渉外技能審査2級の合格者で、1年以上の実務経験を有する者
試験日	【学科試験】 9月・1月の年2回 【実技試験】 6月・2月の年2回
試験時間	【学科試験】 基礎編 10:00~12:30 応用編 13:30~16:00 【実技試験】 面接開始約15分前に設例配布、各面接の1人当たり所要時間は約12分。午前の部（9:10~11:30）/午後の部1（12:10~14:30）/午後の部2（15:10~17:30）に分かれて実施。
出題数と合格基準	【学科試験】 基礎編 50問、応用編 5題、200点満点で120点以上 【実技試験】 異なる設例課題に基づき2回面接、200点満点で120点以上
1級試験お問い合わせ先	一般社団法人 金融財政事情研究会 検定センター http://www.kinzai.or.jp/ TEL 03-3358-0771

1級FP技能士とCFP®

- ・ 2級FP技能検定合格者で1年以上のFP実務経験を有する者
- ・ 5年以上のFP実務経験を有する者

FP技能士1級学科試験を受検・合格！

- ・ AFP登録者
- ・ FP協会が認めた大学で所定の単位を取得した者

CFP®資格審査試験を受検・合格！

↓
CFP®エントリー研修

↓
3年間の実務経験要件充足・日本FP協会登録により、CFP®として認定

実技試験を受検・合格！

1級FP技能士に！

1 FPと職業倫理・関連法規の関係

FPは顧客（主として個人）のファイナンスについての相談に対し中立的に、総合的かつ長期的なスタンスでファイナンシャル・プランニングを行い、顧客の夢や希望、目標に対するアドバイスや実行を援助する専門家であるといえる。

そのため、個人のお金に関する「保険（リスクマネジメント）」「経済・金融」「税金」「不動産関連」「相続・事業承継」など幅広い知識を必要とすることは当然である。

しかし、幅広い知識があるがゆえに顧客の要望に応えようとするあまり、他の資格を持たないFPがその領域を越え、他の専門家の領域に足を踏み入れることは法律に抵触することを把握しておかなければならない。そのため、顧客の希望を完璧に実現するためには、1人のFPが行うことに限界がある場合も視野に入れておかなければならない。

そこで、他の専門家（税理士、弁護士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、生命・損害保険会社、証券会社、銀行・信託銀行、不動産業者など）と顧客情報を共有し、協働してファイナンシャル・プランニングを実現することも考えられるため、個人情報取り扱いには注意が必要である。

また、独立系FPでは顧客から直接フィー（相談料）を得るとともに、プランの実行援助に伴い金融機関からコミッション収入が発生することもある。このような場合でもFPに職業倫理が問われることはいうまでもない。

POINT!

FPとして職業倫理の遵守、関連する法律の遵守は切り離すことはできない。

1 顧客利益の優先

FPが顧客に提案したライフプランニングがFPの収益性確保を優先したプランであってはならない。また、FPの提案内容が顧客の希望や目標と相違している場合、そのプランを無理に納得させても意味はなく、顧客と再度話し合い顧客の意図しているプランニングを行うことを心がけるべきである。これに反したプランニングを提案し実行援助に際しフィーやコミッション収入を得たとしても顧客満足を得られることは難しく、信頼関係を築くことはできない。

FPは、常に顧客利益を優先しなければならない。

2 守秘義務の遵守

FPは、ライフプランニングを行うにあたり、顧客の収入、支出、資産、家族構成や生年月日などあらゆる個人情報に接することになる。その情報の取り扱い、十分な注意が必要といえる。個人情報などの漏洩は顧客との信頼関係を損なうことはもちろん、内容によっては、刑事罰の対象になることもありうる。

FPは、職務上知り得た顧客の情報を、顧客の同意なく第三者に漏らしてはならない。

3 顧客に対する説明義務（アカウントビリティ）

FPは、顧客に対して相談方法や手順を含め理解を得られないままプランニングを進めたとしても、実行されない無理なプランで終わってしまうことになる。

また、金融商品等を取り扱うFPは、法律における説明義務のみならず、顧客が理解できるように説明をする必要があり、納得ができていないか確認しながら進めること（インフォームド・コンセント）は大切である。

4 コンプライアンスの徹底

FPは、プランニングを行う際に税理士法や弁護士法など各種の業法に抵触し、他の専門家の領域に踏み込むことのないようにコンプライアンス（法令遵守）の徹底は必須である。また、金融商品や保険商品などを取り扱うFPは、金融商品取引法、金融商品販売法、消費者契約法、保険法、保険業法など多岐にわたるコンプライアンスを徹底しなければならない。

POINT!

- ① 顧客利益の優先 ② 守秘義務の遵守 ③ 顧客に対する説明義務
- ④ コンプライアンスの徹底

3 FPと関連法規

1 税理士法

FPは、顧客のあらゆるデータを基にライフプランニングを行うにあたり、税金の分野を無視することは不可能である。一方、税務の専門家である税理士が存在している。FPは、税理士の職域を認識する必要がある。

税理士の業務は、税理士法の中で「税務代理行為」「税務書類の作成」「税務相談」を挙げている。

税理士資格のないFPが、「業として行う税務相談※」は税理士法違反となる。例えば、FPが顧客から税金に関する相談を受け回答を求められることは数多くあるといえる。しかしながら、個別具体的な税務質問に回答することは、税理士の専門領域である「業として行う税務相談」に抵触するおそれがあることを忘れてはならない。

※ 「業として行う税務相談」とは、「税務代理行為」「税務書類の作成」「税務相談」を反復継続して行い、または反復継続して行う意思をもって行うことをいう。この行為は、営利目的の有無、有償・無償は問わないこととされている。

よって、FPは、プランニングを業として行う場合、顧客のデータを参考にしつつ、具体的な数値から離れた仮定の金額を用いた税のプランニングに留める必要がある。

FPが行える範囲として、一般的な情報・資料の提供や相談、講演等を行うことは可能である。

2 保険業法

保険募集人※の登録がないFPは、保険業法に規定された内容を十分に把握する必要がある。保険募集人であるFPが保険などの募集をする際にも注意する必要があるといえる。

例えば、FPが顧客のプランニングに際し保障額や保険商品について説明を求められることはよくあることだが保険募集人の登録をしていないFPは、保険契約の募集・勧誘を目的とした商品の説明をすることはできない。

一方、必要保障額の計算や保険商品の一般的な仕組み、活用法の説明、講演を行うことは可能である。

※ 生命保険募集人、損害保険代理店または少額短期保険募集人（特定少額短期保険募集人を除く）

3 弁護士法

弁護士の職域は、具体的な権利義務関係全般にわたる非常に広いものである。弁護士でないFPは、具体的な法律事件（一般の法律事務）についての相談、判断、アド

第1章

FPと職業倫理・関連法規

過去の出題状況	H22.1	H22.9	H23.1	H23.9	H24.1	H24.9
関連法規	☆	☆	☆		☆	☆

1. FPと職業倫理・関連法規の関係

顧客の幅広い相談に応えるために問われる職業倫理や関連法規の関係について。

2. 職業倫理

FPは顧客の立場に立った職業倫理が大切である。

3. 関連法規

FPは顧客の要望に応えようとするために他の専門家の領域を侵してはならない。

バイスはできない。

例えば、債務整理、遺言書作成、事業承継（遺産分割）などの相談を受け、回答する場合、微妙な法律解釈が必要とされるケースも考えられる。法律判断を必要とする事案は、弁護士資格のないFPは一般的な回答に留め、その後の判断や処理手続きは弁護士に任せる必要がある。

一方、一般的な説明の範囲で相談を行うことは可能である。

4 金融商品取引法

FPが行うプランニングの中には、金融資産の運用設計を並行して行うことがある。その中でも有価証券を用いた運用に際しては、金融商品取引業として「投資助言・代理業」「投資運用業」との境界が問題となる。これらは内閣総理大臣の登録を受けることが必要である。

金融商品取引法は、有価証券の価値や金融商品の価値などの分析に基づく投資判断について報酬を得て助言を行う契約を「投資顧問契約」とし、この契約に基づいて助言を業として行うことを「投資助言・代理業」としている。

また、投資一任契約を締結し、この契約に基づいて金融商品の価値などの分析を行い、運用を業として行うことを「投資運用業」としている。

例えば、金融商品取引業者として登録をしていないFPが、顧客から資産運用について相談があり報酬を得て、金融商品についての運用、取り扱いの回答を行うに際し、金融商品の経済的な価値を分析し、いつ、いかなる量で、どのような投資をすればよいかについて判断に関する助言を口頭、文章、メールなどで行うことは、投資助言・代理行為に該当する可能性があり、注意が必要といえる。

したがって、「投資助言・代理業」「投資運用業」でないFPは、有価証券などのポートフォリオのプランニングを業として行うことはできない。

一方、一般的な経済情勢、景気動向、企業業績、金融商品の仕組みなどの説明を行うことは可能である。

5 宅地建物取引業法

宅地建物取引業は、以下に掲げる行為のいずれかを業として行うことで、免許が必要である。

- ① 宅地または建物の売買、交換
- ② 宅地または建物の売買、交換、貸借の代理
- ③ 宅地または建物の売買、交換、貸借の媒介

■宅建業免許が必要なもの＝○ 必要でないもの＝×

区 分	自 己 物 件	他人の物件の代理	他人の物件の媒介
売 買	○	○	○
交 換	○	○	○
賃 貸	×	○	○

免許には、都道府県知事の免許（1つの都道府県の区域にのみ事務所を設置）と国土交通大臣の免許（複数の都道府県に事務所を設置）がある。

免許を受けないFPは、宅地建物取引業を営むことはできない。

POINT!

税理士法：税理士でない者は、営利の目的の有無、有償・無償を問わず「業として行う税務相談」を行ってはならない。

保険業法：保険募集人登録をしていなければ、保険募集行為を行ってはならない。

弁護士法：弁護士でない者は、具体的な法律事件（一般の法律事務）の相談、判断、アドバイスを行ってはならない。

金融商品取引法：金融商品取引業として登録をしていなければ、顧客から報酬を得て金融商品の価値等の分析に基づく投資判断について、口頭、文章などにより助言をすることはできない。

宅地建物取引業法：免許を受けない者は、宅地建物取引業を営むことはできない。

チェックテスト

- (1) ファイナンシャル・プランナーは、フィーやコミッションを取得することを目的として顧客の利益を犠牲にするようなプランニングを作成することは、慎まなければならない。
- (2) ファイナンシャル・プランナーは、ファイナンシャル・プランニング業務を遂行するにあたって、顧客に理解されるような説明を行わなければならない。
- (3) 税理士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、顧客の求めに応じて行う個別具体的な税務相談は、その行為が無償であれば税理士法に抵触しない。
- (4) 税理士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、顧客のデータを参考にした架空の事例に基づく一般的な税の説明を有償で行うことは、税理士法に抵触しない。
- (5) 保険募集人として登録を受けていないファイナンシャル・プランナーが、保険の募集行為をすることは、保険業法に抵触しない。
- (6) 弁護士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、顧客の遺産分割の問題が生じた際、相続に関する一般的な説明を有償で行うことは、弁護士法に抵触しない。
- (7) 弁護士・司法書士・行政書士の資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、報酬を得る目的で顧客の自己破産手続きを行う行為は弁護士法に抵触する。
- (8) 金融商品取引業者の登録を受けていないファイナンシャル・プランナーが、新聞や雑誌に掲載されている株式の情報を顧客に提供することは禁じられている。
- (9) 金融商品取引業者の登録を受けていないファイナンシャル・プランナーが、過去の株価や騰落率が掲載されている『会社四季報』等を使用して、顧客に一般的な情報提供を行った。
- (10) 宅地建物取引業者でないファイナンシャル・プランナーが、「業」として顧客の宅地または建物を顧客の代理人という立場で売買することは、宅地建物取引業法に抵触しない。

解答

- (1) ○ (2) ○ (3) × (4) ○ (5) ×
(6) ○ (7) ○ (8) × (9) ○ (10) ×

第2章

ライフプランの手法

過去の出題状況	H22.1	H22.9	H23.1	H23.9	H24.1	H24.9
係数の活用	☆	☆		☆		

1. ライフプランとファイナンシャル・プランニング

ライフプランとファイナンシャル・プランニングの関係について。

2. ライフプランの手法

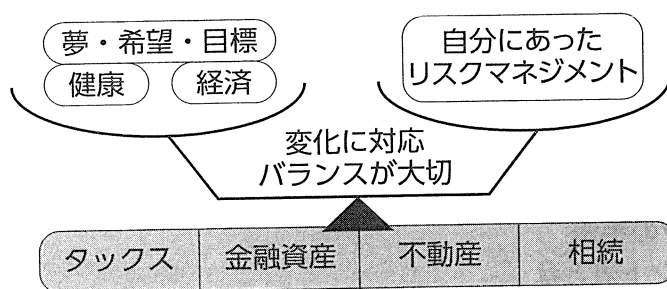
- (1) ライフイベント表とは
- (2) キャッシュフロー表とは
- (3) 個人バランスシートとは
- (4) 係数の活用

1 ライフプランとファイナンシャル・プランニング

個人の価値観によるそれぞれの生き方は、「ライフプラン」の前提であり「ライフデザイン」と呼ばれている。

個人はライフデザインに基づき生活の具体化、方向付け、プランにおける課題を整理しライフプランを実行する。

「ライフプラン」は、人生の節目ごとに見直すことも必要となる。それと同時に万が一のアクシデントに備える「リスクマネジメント」も変化するため、必要に応じた対応を行っておく必要がある。



ライフプランを考える上で人生の三大資金の分配は大切である。一般に人生の中で大きな資金が必要となるものは、住宅取得資金、教育資金、老後の生活資金（人生の三大資金と呼ばれる）の3つがあげられ、資金計画の重要度も高いといえる。

POINT!

ライフプランの変化に応じたファイナンシャル・プランニングが大切！
人生の三大資金（住宅・教育・老後）の計画は特に重要といえる。

2 ファイナンシャル・プランニング

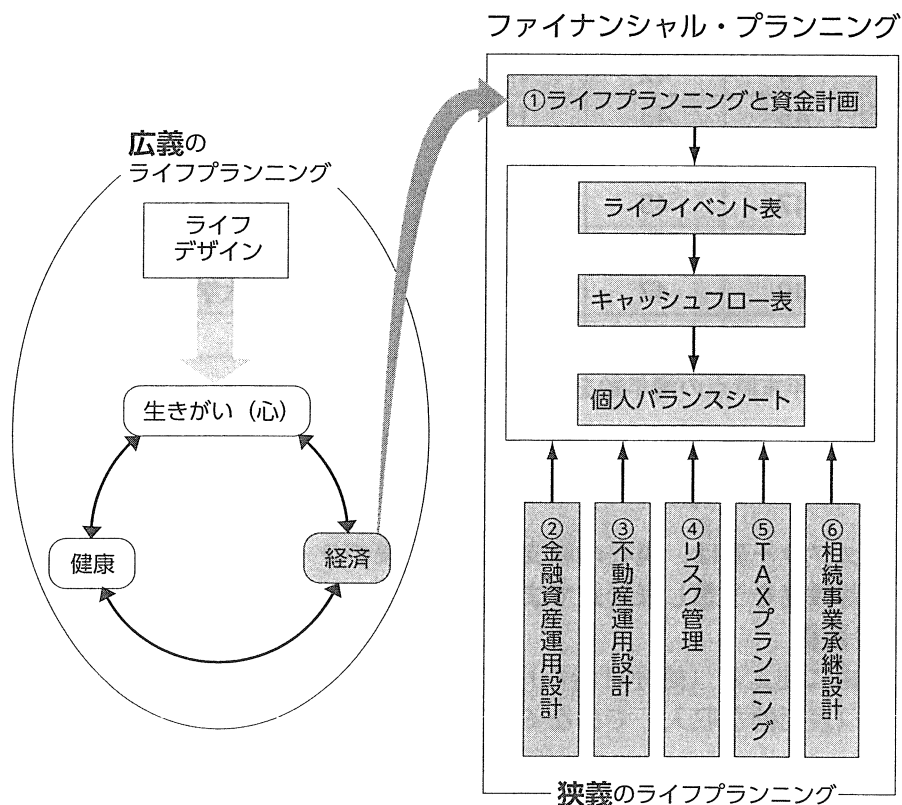
第2章

ライフプランの手法

■ 広義のライフプランニングと狭義のライフプランニング

- ・ 広義のライフプランニングとは、健康・生きがい（心）・経済の、いわゆる3Kをバランスよくみつめ、生きがいを中心としたライフデザインを中心に、それを支える経済プランと健康を総合的にみた概念である。
- ・ 狭義のライフプランニングとは、広義のライフプランニングの中での経済プラン、つまりファイナンシャル・プランニングの領域内で使われる概念であり、広義のライフプランニングを計数化したものである。

■ ライフプランとFP



POINT!

ファイナンシャル・プランニングは、6分野の知識を集約したものである。

3 ライフプランニングの手法

1 ライフイベント表

ライフイベント表とは、顧客本人とその家族の将来の予定や希望（イベント）を時系列に沿って表すものである。目的は、漠然としたライフイベントの再確認による優先順位の把握、その費用・収入の数値化である。記載する数値（見積もる数値）は、現在価値である。

（例）

西暦	年齢				イベントと必要資金	
	夫	妻	長男	長女		
	一郎	花子	太郎	良子		
2013年	43	41	13	11	太郎中学入学	
2014年	44	42	14	12	マイホーム購入	800万円
2015年	45	43	15	13	良子中学入学	
2016年	46	44	16	14	太郎高校入学	
2017年	47	45	17	15	車の買換え	200万円
2018年	48	46	18	16	良子高校入学	
2019年	49	47	19	17	太郎大学入学	80万円
2020年	50	48	20	18		

（注）年齢は各年末時点の満年齢を記載。

2 キャッシュフロー表

キャッシュフロー表は、現在の収支状況や今後のライフプランをもとに、将来の収支状況や貯蓄残高を予想し表形式でまとめたもの。

（1）可処分所得

自分で自由に使える（処分可能な）お金のこと。キャッシュフロー表の「収入欄」には、年収（表面的な収入）ではなく、可処分所得（年単位）を記入する。

サラリーマンの可処分所得 = 年収 - （社会保険料[※] + 所得税・住民税）

※ 社会保険料 = 厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料、雇用保険料

(2) キャッシュフローの数値の見積もり

キャッシュフロー表を作成する際には、ライフイベント表に「現在価値」で記入した予算や収入を、「将来価値」に直す計算を行う。収入、物価、教育費などの変動率（上昇率・下降率）の予測、貯蓄残高の運用利率の予測が重要となる。

年間収支＝収入合計－支出合計

貯蓄残高＝前年の貯蓄残高×（1＋運用利率）±その年の年間収支

将来価値（○年後の予想額）＝現在の金額×（1＋変動率）^{経過年数}

現在価値＝将来の金額÷（1＋変動率）^{経過年数}

(例)

(単位：万円)

		西暦	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
		変動率								
収入	田中 一郎		43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳	50歳
	田中 花子		41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳
	田中 太郎		13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳
	田中 良子		11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳
収入	夫収入	1%	590	595	601	607	613	620	626	632
	妻収入	0%			80	80	80	80	80	80
	その他									
収入合計			590	595	681	687	693	700	706	712
支出	基本生活費	1%	240	242	244	247	249	252	254	257
	住居費	0%	144	870	170	170	170	170	170	170
	教育費	1%	75	71	94	98	101	113	199	138
	保険料	0%	45	45	45	45	45	45	45	45
	その他の生活費	1%	25	25	25	25	26	26	26	26
	一時的な支出	1%					208			
支出合計額			529	1,253	578	585	799	606	694	636
年間収支			61	▲658	103	102	▲106	94	12	76
貯蓄残高		1%	1,000	352	458	564	463	561	578	659

(注) 万円未満は切捨て計算。

3 個人バランスシート（個人B／S）

個人の場合も、企業の「貸借対照表」のように資産と負債のバランスを示す「個人バランスシート」を作成することで、資産と負債の状況を把握することができる。

(注) 現状を把握するため、数値は取得価格ではなく時価で記入する。

(例)

【資産】		【負債】	
現預金	600万円	住宅ローン	3,200万円
外貨預金	100万円	自動車ローン	100万円
株式	300万円	負債合計	3,300万円
マンション	2,500万円	【純資産残高】	350万円
自動車	150万円		
資産合計	3,650万円	負債・純資産合計	3,650万円

4 係数の活用

ライフプランニングを行う際に、目標資金達成のために、毎年の積立額や、取り崩していく金額などについての様々なシミュレーションが必要とされる。このようなときに電卓一つで計算するために使用されるのが6つの係数である。

知りたい金額 = 元となる金額 × 係数

知りたい金額 = 元となる金額 ÷ 逆数となる係数

- ① 終価係数：現在の額から将来の額を求めるときに使用する。



逆数

- ② 現価係数：将来の額から現在の必要な額を求めるときに使用する。

- ③ 年金終価係数：毎年の積立額から将来の元利合計を求めるときに使用する。



逆数

- ④ 減債基金係数：将来の目標額を貯めるために毎年の積立額を求めるときに使用する。

- ⑤ 年金現価係数：希望する年金額（引出額、取崩し額）を受け取るために必要な年金原資を求めるときに使用する。



逆数

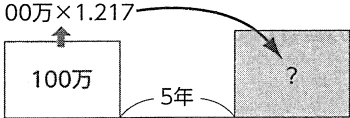
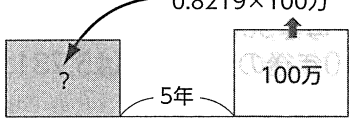
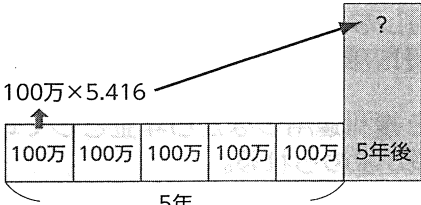
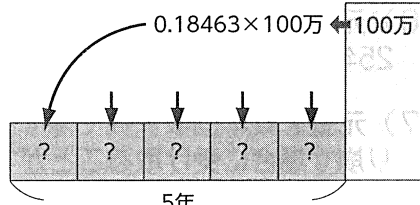
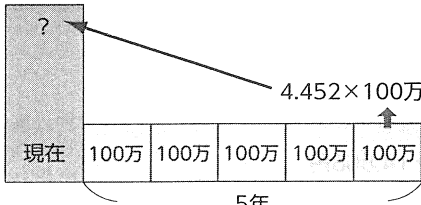
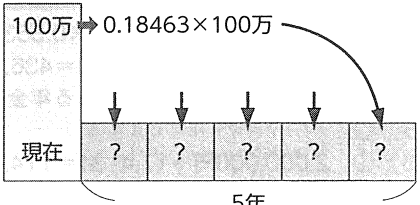
- ⑥ 資本回収係数：現在の額を運用しながら受け取れる年金額（引出額、取崩し額）や借入額に対する利息を含めた毎年の返済額を求めるときに使用する。

■〈資料〉係数早見表（年率4％の場合）

年	①終価係数	②現価係数	③減債基金係数	④資本回収係数	⑤年金終価係数	⑥年金現価係数
1	1.040	0.9615	1.00000	1.04000	1.000	0.962
2	1.082	0.9246	0.49020	0.53020	2.040	1.886
3	1.125	0.8890	0.32035	0.36035	3.122	2.775
4	1.170	0.8548	0.23549	0.27549	4.246	3.630
5	1.217	0.8219	0.18463	0.22463	5.416	4.452
10	1.480	0.6756	0.08329	0.12329	12.006	8.111

POINT!

■係数計算のケーススタディ（上記の係数早見表を使用）

① 終価係数 100万円を年利率4％で複利運用すると5年後にいくらになるか？ $100万円 \times 1.217 = 1,217,000円$ 	② 現価係数 年利率4％の複利運用で5年後に100万円受け取るには、今いくら必要か？ $100万円 \times 0.8219 = 821,900円$ 
③ 年金終価係数 毎年100万円を年利率4％で積立てると、5年後はいくらになるか？ $100万円 \times 5.416 = 5,416,000円$ 	④ 減債基金係数 5年後に100万円にするには、年利率4％で毎年いくら積立てればよいか？ $100万円 \times 0.18463 = 184,630円$ 
⑤ 年金現価係数 毎年100万円を5年間受け取るためには、年利率4％の運用で、今いくら必要か？ $100万円 \times 4.452 = 4,452,000円$ 	⑥ 資本回収係数 100万円を年利率4％で運用しながら5年間均等に受け取ると、毎年いくら受け取れるか？ $100万円 \times 0.22463 = 224,630円$ 

チェックテスト

係数表を使用し各問に答えなさい。円未満の端数は切り捨てるものとする。

(年率：3%)

	終価係数	現価係数	年金終価係数	年金現価係数
5年	1.1593	0.8626	5.3091	4.5797
10年	1.3439	0.7441	11.4639	8.5302
15年	1.5580	0.6419	18.5989	11.9379
20年	1.8061	0.5537	26.8704	14.8775
25年	2.0938	0.4776	36.4593	17.4131

- (1) 元金1,000千円を年利率3%で複利運用した場合、10年後の元利合計額は1,343,900円となる。
- (2) 年利率3%で複利運用するとき20年後に1,000千円を準備したいと考えている場合、元金553,700円があればよい。
- (3) 毎年500千円の一定額を年利率3%で複利運用しながら積み立てた場合、10年後の元利合計は5,731,950円となる。
- (4) 毎年一定額を、年利率3%で複利運用しながら積み立て、10年後に支払う5,000千円を用意する場合、毎年の積立金額は436,151円である。
- (5) 年利率3%で複利運用しながら、毎年2,000千円を15年間受け取る場合、元金として23,875,800円が必要である。
- (6) 元金2,000千円を年利率3%で複利運用しながら毎年均等に取り崩して25年間にわたって受け取る場合、毎年の受取額は114,856円である。
- (7) 元金を資本回収係数で除すると、元金を複利運用しながら年金として取り崩す場合に受け取ることができる年金額が求められる。

解答

- (1) ○ (2) ○ $1,000,000円 \times 0.5537 = 553,700円$ (3) ○
- (4) ○ $5,000,000円 \div 11.4639 = 436,151.7 \cdots \rightarrow 436,151円$
減債基金係数の逆数である年金終価係数で除して求める。
- (5) ○
- (6) ○ $2,000,000円 \div 17.4131 = 114,856.0 \cdots \rightarrow 114,856円$
- (7) × 元金 $\times$ 資本回収係数 = 元金 $\div$ 年金現価係数

Financial Planner

FP 1 級

合格トレーニング
(体験版)

1

ライフプランニングと資金計画・リスク管理

【問題 4】 (2011年 9月 問1)

チェック欄 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

40歳になるAさんは、60歳から70歳になるまでの10年間、毎年1,200千円の年金を受け取りたいと考えている。そのためには40歳から60歳になるまでの20年間に毎年、少なくともいくらずつ積み立てなければならないか。下記係数表を利用して算出した次の金額のうち、最も適切なものを選びなさい。なお、全期間の運用利回り（複利）は年3%、積立および取崩しは年1回行うものとし、手数料や税金等は考慮しないものとする。

(利率：3%)

	終価係数	現価係数	年金終価係数	年金現価係数
10年	1.3439	0.7441	11.4639	8.5302
20年	1.8061	0.5537	26.8704	14.8775
30年	2.4273	0.4120	47.5754	19.6004

1. 216千円
2. 333千円
3. 381千円
4. 512千円

【問題 4】 正解 3

- ① 60歳から10年間、毎年1,200千円を年金として受け取るために必要な年金原資
 $1,200 \text{ 千円} \times \text{年金現価係数 (10年：8.5302)} = 10,236,240 \text{ 円}$
- ② 60歳時点で①を準備するために40歳から20年間の毎年積立額
 $10,236,240 \text{ 円} \times \text{減債基金係数}$

本間の場合、減債基金係数の係数表が与えられていないため、減債基金係数の逆数である、年金終価係数で除して計算する。

$$10,236,240 \text{ 円} \div \text{年金終価係数 (20年：26.8704)} = 380,948.5 \cdots \rightarrow \mathbf{381 \text{ 千円}}$$